

## 大鰐町下水道事業経営戦略ロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について(令和2年7月22日)」に基づき、下水道事業における経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

## 1 これまでの経過と取組

当町の下水道事業は、平成11年度に公共下水道事業が、平成18年度に特定地域生活排水処理事業（市町村設置型合併浄化槽事業）がそれぞれ供用開始されました。

当初、両事業は下水道事業特別会計として事業を行ってきましたが、令和6年度に公営会計を一部適用し、経営状況の透明化と効率的な事業運営を行っています。

経費回収率の向上に向けた取組みとしては、大きく分けて有収水量の確保、維持管理の効率化、使用料の適正化の3つが考えられます。

当町では、主に水洗化促進を図ることで、有収水量の確保に努めます。維持管理については、現在も民間委託を採用し、維持管理の効率化を図っているところですが、更なる効率化の検討を行うとともに、今後ウォーターPPPの導入等の可能性について検討していきます。

使用料については、公共下水道事業は、使用料単価は総務省が目安としている150円/m<sup>3</sup>を下回っており、公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業の2事業ともに投資・財政計画の長期試算において減少が見込まれるため、使用料改定が必要と考えられます。また、物価の急上昇などで費用が増大した場合も収支均衡が難しくなることから、随時検証しながら、適切な時期に使用料の改定を実施します。

適切な時期に使用料を改定するために、毎年度の決算に基づく検証を行い、計画と大きく乖離した際は、随時検討を行います。

また、大きな乖離が無い場合においても、経営戦略の見直しの時期に合わせて、5年後を目安に使用料改定の検討を実施します。

